

消食表第188号
平成29年3月31日

各
〔 都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長 〕 殿

消費者庁次長

特別用途食品の表示許可等について

健康増進法（平成14年法律第103号）の規定に基づく特別用途食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第1条第3号に規定する特定保健用食品を除く。以下同じ。）は、販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の許可を受けなければならない又は外国においてその旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の承認を受けられることができるという制度である。

今般、平成27年6月30日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、「特別用途食品制度に関する検討会」において検討事項を取りまとめ、「特別用途食品の表示許可等について」（平成28年3月31日消食表第221号）別添を改正したので、貴管下関係者等に対する周知方お願いする。

なお、特別用途食品の表示許可等に関しては、これまで以下の通知が発出されているところであるが、これらの通知を廃止することとし、今後は本通知に基づき対応されたい。

記

「特別用途食品の表示許可等について」（平成28年3月31日消食表第221号）